

群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る群馬地方労働審議会の意見に関する公示

群馬労働局一般公示第2号

令和7年5月9日群馬地方労働審議会から群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき令和7年5月26日までに、群馬労働局長（前橋市大手町2丁目3番1号前橋地方合同庁舎8階）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和7年5月9日

群馬労働局長 上野 康博



記

群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る群馬地方労働審議会の意見要旨

- 1 最低工賃を適用する家内労働者
群馬県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 最低工賃を適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
シールド線	両端末加工（絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。）	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの	1本につき 5円00銭
	チューブ挿入（アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。）	6センチメートル以上の長さのもの	1端につき 1円36銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別（二次選別済のもの）	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの	100個につき 35銭
コネクター	差し（コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 61銭
コイル	仕上げ（下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。）		1個につき 13円31銭

- 4 効力発生の日
法定どおり

別紙

異議申出書

令和7年5月9日貴殿が公示した群馬県電気機械器具製造業最低工賃に係る群馬県労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

[illegible]

令和 年 月 日

申出者
住 所
氏 名

群馬労働局長 上野康博 殿